

プレスリリース

令和7年(2025年)10月15日

介護保険の資格の付与漏れについて

立科町の介護保険の資格付与に事務処理の誤りがあり、一部の外国籍の方に第1号被保 険者資格が付与されていないことが判明いたしました。

この誤りにより、皆さまの信頼を損ない、対象となる被保険者の方へ多大なるご迷惑を おかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 事案の概要

介護保険法(平成9年法律第123号)第10条第4号(※)の規定に基づき、 町内に住所を有する者が65歳に達したとき、第1号被保険者資格を付与する 必要があります。

介護保険システム上、65歳到達時に自動的に資格付与されない一部の方に ついて、資格の付与が遺漏しており、介護保険料が賦課漏れとなっていました。

※ 介護保険法

第10条 前条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、次の 各号のいずれかに該当するに至った日から、その資格を取得する。

当該市町村の区域内に住所を有する者が65歳に達したとき。

対象者及び遡及介護保険料

- (1)対象者:3名(令和6年3月~令和7年3月までの資格取得者) 遡及保険料:330,200円(令和5年度~令和7年度分)
- (2)介護保険については、相談・申請がなかったため、影響はありません。

3 町の対応について

介護保険法の規定により65歳到達時に遡って資格の付与及び遡及賦課を行 い、対象となる方々を訪問し、資格の付与漏れ及び介護保険料の賦課漏れをお 詫びして、資格取得月からの介護保険料の納付をお願いします。

4 再発防止策

年齢到達予定者の事前把握を行い、自動的に資格付与されない方々には確実 に資格が付与されていることを改めて確認する。

担当者が異動した際は、業務手順及びマニュアルを正確に引き継ぐ。

5 取材案内

本件に関して取材をご希望の社は、企画課企画振興係(電話 0267-88-8403) にご連絡ください。

立科町公式ウェブサイト https://www.town.tateshina.nagano.jp しいなちゃん

立科町 町民課 高齢者支援係

(課長) 荻原 義行 (担当) 竹城 義彦

電話: 0267-88-8406(直通)

FAX: 0267-56-2310

E-mail: kourei@town.tateshina.nagano.jp